

地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的研究費等の運営及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における競争的研究費等の運営及び管理を適正に行うために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第5条に規定する本部をいう。
- (2) 病院 組織規程第4条に規定する病院をいう。
- (3) 総長等 組織規程第15条第2項に規定する総長等をいう。
- (4) 監事 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款第8条第4項に規定する監事をいう。
- (5) 構成員 職員及び法人の実施する研究業務に関わる者をいう。
- (6) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (7) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、法人が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
- (8) 競争的研究費等 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金及び共同研究、受託研究、寄附、その他の研究のために使用する予算等で、法人が経理するものをいう。
- (9) 不正 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(基本方針)

第3条 法人の競争的研究費等の適正な運営及び管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の競争的研究費等の運営及び管理を適正に行うための取組みを公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。

- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。
- (4) 競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に競争的研究費等の運営及び管理に係る規程を周知するとともに、不正を防止するために必要なコンプライアンス教育を、構成員全体に啓発活動を行う。
- (5) 競争的研究費等の適正な運営及び管理のために必要な監査及びモニタリングを実施する。

(責任体制及び役割)

第4条 競争的研究費等の運営及び管理について、法人全体を統括し、最終責任を負う者として、理事長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員コンプライアンス行動指針をいう。）を策定、周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営及び管理について、法人全体の不正防止対策の組織横断的な体制を統括するため、最高管理責任者を補佐する者として、副理事長を統括管理責任者として設置する。統括管理責任者は、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、その内容を最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、法人における競争的研究費等の運営及び管理に係る責任と権限を持つ者として、本部においては事務局長（組織規程第7条に規定する事務局長をいう。）を、病院においては総長等を競争的研究費等の運営及び管理に関するコンプライアンス推進責任者（以下「競争的研究費等コンプライアンス推進責任者」という。）として設置する。競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的研究費等の運営及び管理に関する不正防止対策を実施する。
- 4 最高管理責任者は、構成員に対して不正防止に向けた取組を促すなど、定期的に啓発活動を行い、構成員の意識向上と浸透を図る。
- 5 統括管理責任者は、不正防止計画の策定及びコンプライアンス教育・啓発活動等の計画の策定・実施を行う。
- 6 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。コンプライアンス教育の実施については、受講状況及び理解度を管理・監督するとともに、競争的研究費等の運営及び管理に係るモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。
- 7 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。
- 8 監事は、統括管理責任者又は競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(競争的研究費等の事務処理)

第5条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）

第7条に規定する経理責任者（以下「経理責任者」という。）は、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に従って、競争的研究費等の事務処理を行う。

- 2 法人の競争的研究費等の事務処理に係る職務権限は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に掲げるとおりとする。

(構成員の意識啓発)

第6条 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員を対象に、競争的研究費等の運営及び管理に関する法人の不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育を、毎年度1回以上、啓発活動を四半期に1回以上実施しなければならない。

- 2 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育の内容を設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員は、前項のコンプライアンス教育又は他機関が実施するコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講しなければならない。

なお、他機関が実施するコンプライアンス教育を受講した構成員は、速やかに競争的研究費等コンプライアンス推進責任者へ受講状況を確認できる書類を提出する。

- 4 競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員の倫理意識の涵養を図るため、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス教育を受講した全ての構成員に対して、誓約書（様式）の提出を求める。ただし、新たに採用された職員又は転入した構成員に対しては、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書の提出を求める。
- 5 前項の誓約書の提出がない構成員は、競争的研究費等の運営及び管理に関わることをできないものとする。

(告発等への対応)

第7条 最高管理責任者は、法人内外からの競争的研究費等に係る不正の疑いの指摘又は構成員本人からの申出（以下「告発等」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては総務企画部長に、病院においては事務局長に委任する。

- 2 前項の告発等を受けた総務企画部長又は事務局長は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた場合、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項の規定による監事の監査、同法第35条の規定による会計監査人の監査又は会計規程第56条の規定による内部監査（以下「内部監査」という。）等により不正の疑いの指摘を受けた場合又は法人外からの通報等により不正の疑いの指摘を受けた場

合、最高管理責任者は、当該報告に関する告発等又は指摘を法人が受けた日から 30 日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断し、その結果を競争的研究費等の交付を所管する機関に報告する。

4 前項の調査の要否の判断の結果、調査を行う必要があるとされた場合、最高管理責任者は、外部有識者を含む調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、対象となる競争的研究費等の交付を所管する機関に報告し、必要な協議を行った上で、調査に当たらせる。

5 第 1 項の告発等を行った構成員に対する取扱いは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程（以下「内部通報等に関する規程」という。）第 4 条第 2 項を、第 1 項の告発等を行う構成員の責務は内部通報等に関する規程第 5 条第 1 項から第 3 項を、第 1 項の告発等を行った構成員が不利益な取扱いを受けた場合の申出は内部通報等に関する規程第 13 条を、それぞれ準用する。

（調査委員会の調査）

第 8 条 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者としなければならない。

2 前項の調査委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、最高管理責任者が任命する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 調査委員会は、委員長が招集する。

5 調査委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開くことはできない。

6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての調査を行う。

7 調査委員会は、前項の調査の実施に当たって、対象となる構成員に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

8 調査委員会の委員長は、第 7 条第 1 項の告発等又は同条第 3 項の指摘を受けた日から 200 日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

9 調査委員会の委員長は、前項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（最高管理責任者の措置）

第 9 条 最高管理責任者は、前条第 8 項又は第 9 項の報告を受けた後、速やかに次に掲げる措置のうち、必要なものを講ずる。

- (1) 不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての認定
- (2) 調査の対象となった競争的研究費等の使用の一時停止の決定
- (3) 不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の作成

- 2 最高管理責任者は、前項第3号の最終報告書を作成した場合、10日以内に調査の対象となった競争的研究費等の交付を所管する機関へ、当該最終報告書を提出する。
- 3 競争的研究費等の交付を所管する機関から報告の求めがあった場合、最高管理責任者は、その時点における中間報告の作成を調査委員会に指示し、速やかにその内容を報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条の調査の結果、不正が存在しなかったことが確認された場合、調査の対象となった構成員の研究活動の正常化及び名誉回復のために、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 最高管理責任者は、第7条第1項の告発等を行った者（匿名による場合を除く。）及び同条第3項の指摘（法人外からの通報等による場合を除く。）を行った者に対して、当該告発等及び指摘に基づき実施した措置の概要を通知する。
- 6 最高管理責任者は、前条の調査の結果、取引業者による不正の事実が認められた場合、経理責任者に報告する。この場合、経理責任者は、当該取引業者に対して、地方独立行政法人神奈川県病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に準じた措置を講ずることができる。
- 7 最高管理責任者は、必要と認める範囲で、第7条第1項の告発等及び同条第3項の指摘に基づき実施した措置の概要をホームページで公表する。

（不正防止計画）

第10条 統括管理責任者は、法人全体の具体的な対策を実施するため、不正を発生させる要因を把握し、それに対応するための不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画の推進は、本部事務局医事・経営企画課が行う。
- 3 本部事務局医事・経営企画課は、統括管理責任者とともに法人全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

（相談窓口の設置）

第11条 最高管理責任者は、競争的研究費等の使用や事務処理の方法について、法人内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を本部においては財務部長に、病院においては副事務局長に委任する。

（監査及びモニタリング）

第12条 地方独立行政法人神奈川県病院機構内部監査実施規程第5条第1項に規定する監査責任者は、内部監査の実施に当たり、競争的研究費等の事務処理に係る事項を監査の対象とし、ガイドラインに掲げられた内容に従って監査を行わなければならない。

- 2 競争的研究費等の適正な管理のためのモニタリングは、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が行うこととし、その方法は、最高管理責任者が、別に定める。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の運営及び管理に必要な事項は、ガイドラインに準じるものとし、なお、定めのない事項は、最高管理責任者が、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(様式) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

誓 約 書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

〇〇病院 (センター) 総長 (所長・病院長) 殿

競争的研究費等の交付を受けて研究を実施するにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的研究費等の運営及び管理に関する規程、その他地方独立行政法人神奈川県立病院機構の規程及び競争的研究費等の交付を所管する機関が定める諸規定を遵守します。
- 2 競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用などの不正な行為は、行いません。
- 3 不正を行った場合、地方独立行政法人神奈川県立病院機構及び競争的研究費等の交付を所管する機関の処分及び法的な責任を負うことを認識して、競争的研究費等を適正に使用します。

____年 ____月 ____日

所 属 : _____
職 名 : _____
氏 名 : _____
(署名)